

男女共同参画社会の実現に向けて

性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国の最重要課題です。

本県では、平成 15 年に広島県男女共同参画基本計画を策定し、3 次にわたる改定を重ねながら、県民、市町、事業者等との連携・協力の下、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

これまでの取組により、県及び市町の審議会等委員のうち女性委員の占める割合の上昇や、男性の育児休業取得率の上昇など着実な前進が見られる一方、県政世論調査によると、男女の地位の不平等感が様々な分野でいまだに残っている状況もあります。

さらに、平成 27 年 9 月から、いわゆる「女性活躍推進法」が施行され、県は、女性が職場で活躍できるための計画を定めるよう努めるものとされました。

こうしたことから、「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」は、女性活躍推進法に基づく県の計画としても位置付け、誰もがその能力を発揮し、仕事と生活の充実を図りながら働き続けることができるよう、職場における女性の活躍促進に重点的に取り組むこととしております。

また、様々な立場にある人に、男女共同参画の理解を深めていただくため、広報・啓発の充実にも力を入れることとしており、全ての人にとって望ましい男女共同参画社会の実現に向けて、県として、しっかりと取り組んでまいります。

男女共同参画社会は、県の取組だけではなく、市町、事業者、そして県民の皆様一人ひとりが、その大切さや必要性を理解し、自らの課題として取り組んでいただいでこそ実現できるものです。皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 28（2016）年 3 月

広島県知事 湯 崎 英 彦

